【08】不当な取引制限③

2017-05-02

- ハードコアカルテルの諸問題（続き）
  - 不当な取引制限の成立
    - 合意時説（S59石油カルテル刑事最判）
  - 不当な取引制限の終了
    - 立入検査等による一斉終了
    - 特定の違反者のみの離脱
      - 従来の一般的基準（H15岡崎管工東京高判）
        - 「少なくとも離脱者の行動等から他の参加者が離脱者の離脱の事実を窺い知るに十分な事情の存在が必要」
      - 調査開始日前の減免申請の場合（最近は事例多数）
        - ①取締役会等で違反行為を行わない旨の決議を行って②違反行為従事者に周知すれば、違反行為の終了を認める
  - 需要者が関与した共同行為（「官製談合」）
    - 入札談合等関与行為防止法
      - 公取委による発注官公庁等に対する改善措置要求
      - 発注担当者に対する刑罰
    - 供給者側の不当な取引制限の成否
      - 指示・要請・主導がない（H17防衛庁事件刑事最決）
  - 親子会社・兄弟会社のみによる共同行為
    - 過去に特異な事例があり、多くの企業の担当者を悩ませている
      - H19関東甲信越地区天然ガスエコ・ステーション
    - 特殊な事例であり先例的価値はないと考えるべき
      - H29壁紙の排除措置命令主文
    - 共同行為参加者にグループ外も含まれている場合
    - 単独で行っても違反となり得る行為の場合
- ハードコアカルテルに対する課徴金・刑罰
  - 大きな制度改革を控えている。現行法の細かい説明はしない。
  - これまでの考え方
    - 憲法39条後段二重処罰禁止への抵触の疑いを払拭するため、
      - 不当に得た利益の剥奪にとどまるから制裁でない（H17改正まで）
      - 非裁量性（S33法人税法最大判などの影響か）
  - 改正の動機
    - 調査協力の促進
    - 課徴金を課すのに支障のある行為類型の解消

- 現行の課徴金制度
  - 「実行期間」「当該商品又は役務」「売上額」「算定率」（7条の2第1項）
  - 算定率の加重・軽減（7条の2第5項〜第9項）
  - 減免制度（7条の2第10項以下）
  - 罰金の半額の控除（7条の2第19項または63条）
- 刑罰
  - 犯則調査→告発（74条、96条）→起訴→第1審（84条の3）
  - 89条
  - 95条
  - 刑法96条の6
    - 専属告発なし、両罰規定なし
  - 刑法8条→刑法60条以下により共犯等
- 減免制度（leniency）
  - 課徴金の減免（7条の2第10項〜第12項が基本）
    - 調査開始日前と調査開始日以後（7条の2第6項で定義）
  - 刑罰
    - 調査開始日前第1位の減免申請者は刑事告発をしない
  - 排除措置命令
    - 調査開始日前の減免申請者は原則として排除措置命令をしない
  - 民事訴訟
    - 民事訴訟法220条4号ロに該当と公取委は主張
  - 調査協力促進のための改正が提案されている
    - 順位確定後の調査協力確保　と　減免申請の萎縮防止

- 非ハードコアカルテル
  - 行為を行っていることは通常は公知 → 弊害要件の成否が議論の中心
  - 事業の一部の共通化
    - 「共通化割合」をみて内発的牽制力を論じ、他の牽制力や正当化理由を交えながら総合判断
      - 平成21年度相談事例12（リサイクル）
      - 平成22年度相談事例10（物流共同化）
      - 平成26年度相談事例8（OEM供給）
  - 情報交換
    - 将来の価格設定について共通の目安を与えるようなものかどうか
      - 平成27年度相談事例10
      - 平成27年度相談事例11